

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントについて

包括ケア会議

平成29年2月17日

高齢者支援課

※本日の内容は、今後変更となる場合があります。

第1 総合事業に関する総則的な事項

1 事業の目的・考え方

(1) 総合事業の趣旨 (P1~)

- 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。

(2) 背景・基本的考え方 (P2~)

イ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

ハ 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

ニ 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

ホ 認知症施策の推進

ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

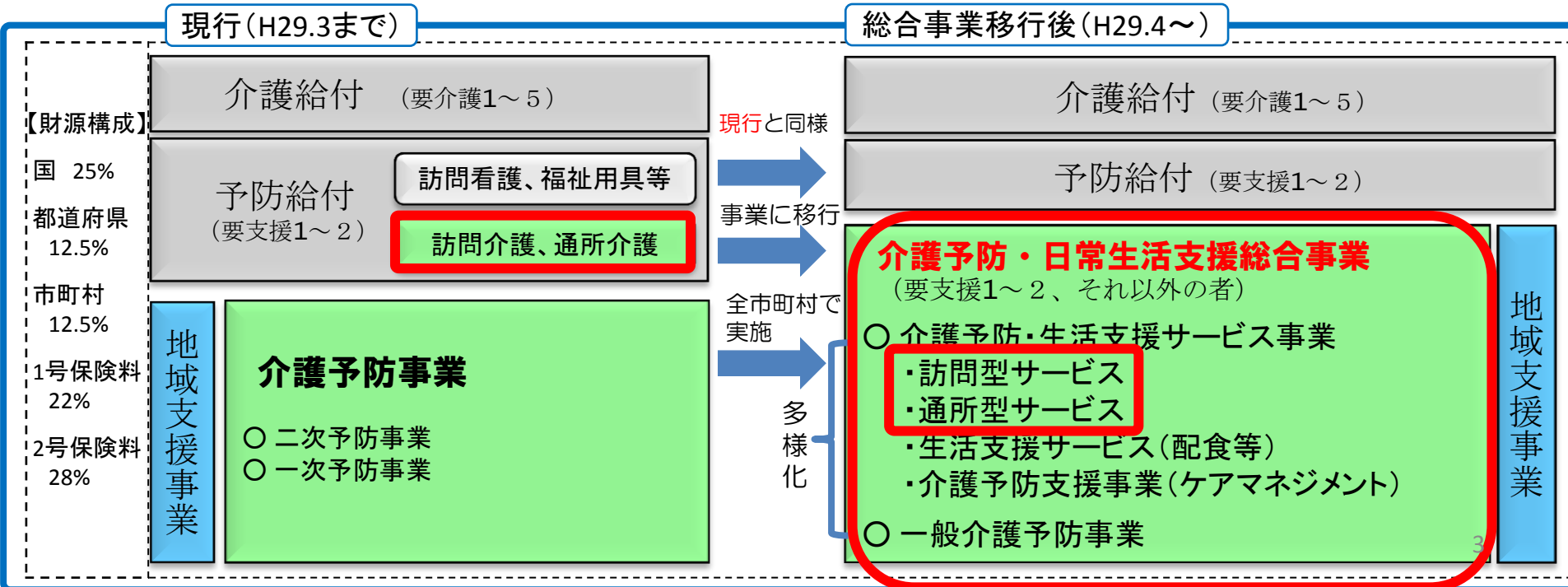
ヘ 共生社会の推進

地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要。

介護予防・日常生活支援総合事業とは

- 平成26年の介護保険法改正により創設された制度。すべての市町村が平成29年4月までに実施する。 → **習志野市は平成29年4月開始**
- 予防給付のうち、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、新たに訪問型サービス、通所型サービスとして介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)に位置付けられる。
- 総合事業は介護保険制度に位置付けられた事業であり、公費及び保険料の財源構成は介護給付や予防給付と変わらない。

【習志野市における現行と総合事業移行後の介護保険制度の比較】



要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行

○多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の訪問介護、通所介護は、事業にすべて移行(平成30年3月末までに移行完了)

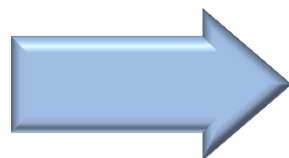
○その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用

予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入居者生活介護
- ・短期入所生活介護
- ・訪問入浴介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具販売
- ・住宅改修

など



訪問介護、通所介護
について事業へ移行

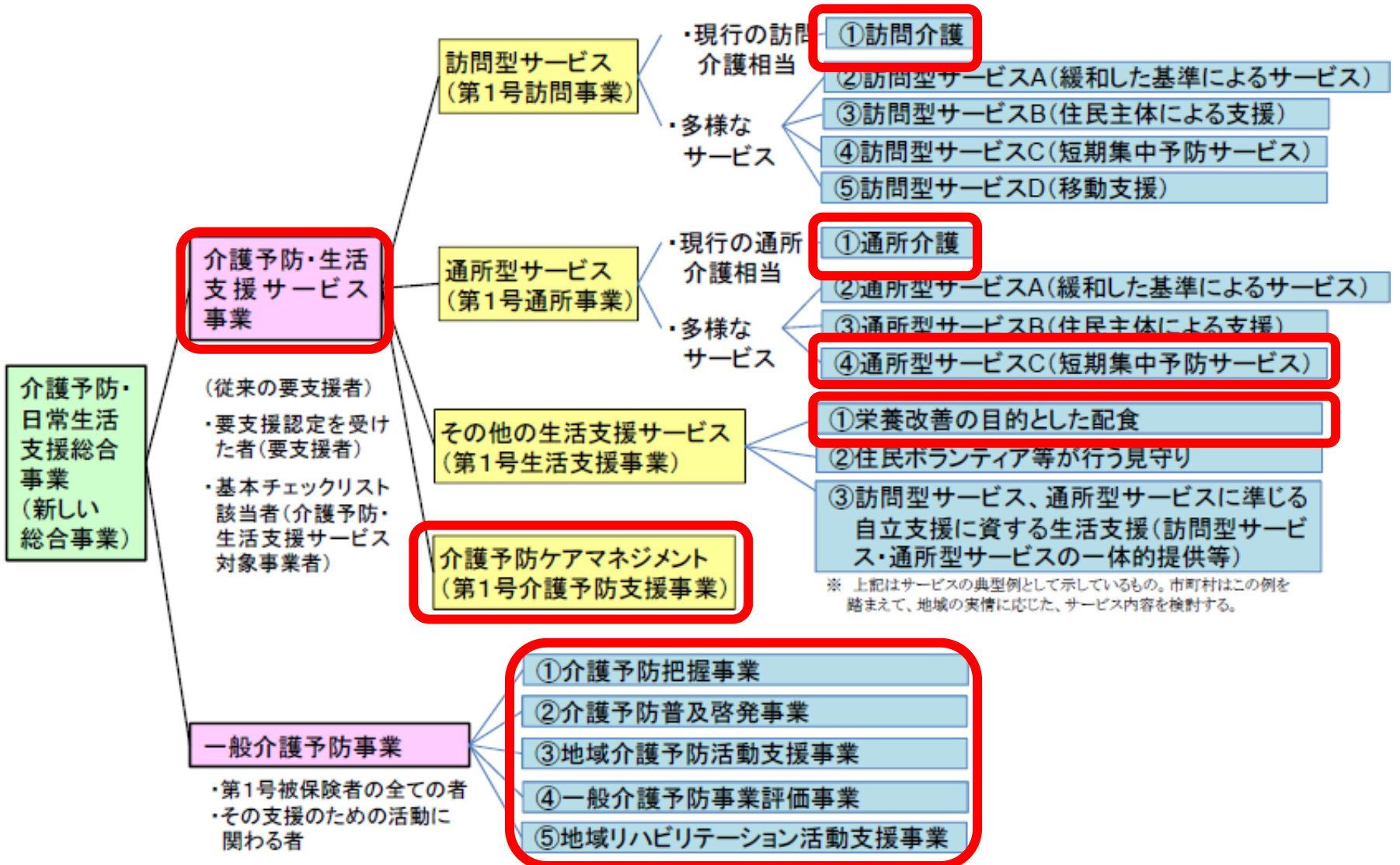
総合事業によるサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス
- ・生活支援サービス (配食・見守り等)

従来通り
予防給付としてサービスを利用

総合事業の構成と移行時のサービス内容

[習志野市案]



※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

介護予防・生活支援サービス事業の類型

(国のガイドラインで示された例)

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。 	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース 	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等 ※3~6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス 「配食安否確認サービス」

④介護予防ケアマネジメント

○介護予防ケアマネジメントのプロセスについては、利用者の状態等や、基本チェックリストの結果、本人の希望するサービス等を踏まえて、従来からの原則的なケアマネジメントに沿ったうえで、典型例として以下のような類型が想定されている。

類型	①ケアマネジメントA	②ケアマネジメントB	③ケアマネジメントC
	原則的な介護予防ケアマネジメント	簡略化した介護予防ケアマネジメント	初回のみ介護予防ケアマネジメント
プロセス	<p>アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始 →モニタリング【給付管理】 	<p>アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> →ケアプラン原案作成 (→サービス担当者会議) →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始 (→モニタリング【適宜】) 	<p>アセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> →ケアマネジメント結果案作成 →利用者への説明・同意 →利用するサービス提供者等への説明・送付 →サービス利用開始
利用するサービス種別	<ul style="list-style-type: none"> ・現行相当サービス (訪問型サービス、通所型サービス) ・通所型短期集中予防サービス 	<p>①又は③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合(指定事業者以外の多様なサービスを利用する場合等)</p>	<p>ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合(※必要に応じ、その後の状況把握を実施)</p>
報酬	<p>430単位</p> <p>+</p> <p>初回加算(300単位)</p>	<p>サービス担当者会議、モニタリングを省略したプロセスを勘案して、報酬単価を設定する。</p>	

介護予防・生活支援サービス事業の対象者等

[習志野市案]

介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)の対象者

- 要支援1・要支援2の認定者
- 基本チェックリストにより事業対象の基準に該当した第1号被保険者(「事業対象者」)

※事業対象者は、要支援者に相当する状態の方を想定しており、要支援者より軽度の状態の方には一般介護予防事業の利用につなげていくことが望ましい。

※第2号被保険者については、特定疾病に起因して要介護状態等となることがサービスを受ける前提となるため、基本チェックリストを受けるのではなく、要介護認定申請を行う。

基本チェックリスト実施方法

- 基本チェックリストの実施窓口は、高齢者支援課又は高齢者相談センター(地域包括支援センター)とする。
- 原則、何らかの困りごとを感じてサービスの利用相談のため窓口に来所した利用者に対して、対面により質問項目の趣旨を説明しながら本人が記入する形で実施する。
- 基本チェックリスト実施結果は高齢者支援課にて取りまとめ、記入内容を確認し、事業対象者の基準に該当するかどうか判定する。
- 「事業対象者」となった方には、被保険者証を交付する。

サービス事業の利用手続き

[習志野市案]

利用手続き

- 要支援認定を受け、介護予防ケアマネジメント(介護予防支援)を受ける。
- 基本チェックリストを実施し「事業対象者」の判定を受け、介護予防ケアマネジメントを受ける。

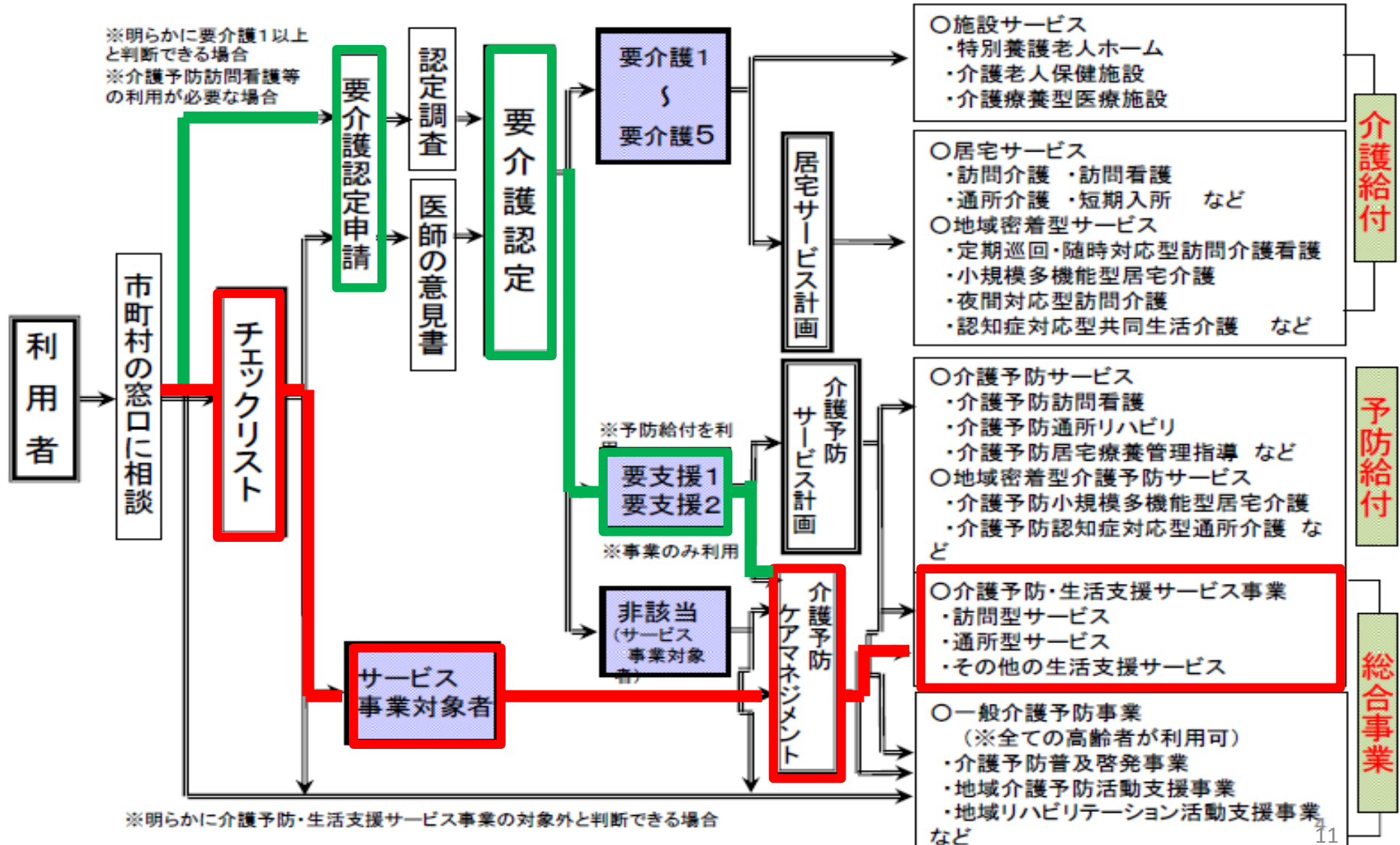
※基準に該当した場合「事業対象者」となるが、必要なサービスは高齢者相談センター等で実施する介護予防ケアマネジメントの過程で決定する。

事業対象者の有効期間

- 基本チェックリストの実施により「事業対象者」となった方には、有効期間という考え方はなく、習志野市においては**有効期間は設定しない**。ただし、適宜、基本チェックリストにより利用者の状況を把握するものとする。

※状態が重くなった方などについては、要介護認定等の申請を行う。

サービス事業利用の流れ



介護予防ケアマネジメントのあり方

[習志野市案]

介護予防ケアマネジメントのプロセス

- 介護予防ケアマネジメントのプロセスや考え方については、介護予防支援として行うケアマネジメントと同様。

介護予防ケアマネジメントの考え方

- ケアマネジメント実施者は、総合事業の趣旨を十分に理解した上で、利用者の多様なニーズを把握し、適切なアセスメントにより、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的にサービス事業の利用について検討し、ケアプランを作成していく。
- 本人が望むサービスをケアプランに位置付けるだけではなく、**高齢者自身が要介護状態とならないための予防や有する能力の維持向上に努めるよう**、日常生活上の課題とその原因、介護予防の取組を行うことによる状態改善のイメージなどについて、利用者が気づき、ケアマネジメント実施者と共有できた上で、「本人自身の取り組みを支援する」視点及び家族・地域のサポートやサービス事業等の活用を推進していく視点で、ケアマネジメントを進めていくことが重要。

介護予防ケアマネジメントの実施

[習志野市案]

介護予防ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施

- 利用者本人が居住する地域包括支援センターが実施する。
- 地域包括支援センターから、指定居宅介護支援事業者へ委託することも可能。

実施する介護予防ケアマネジメントの種類

- ケアマネジメントA(介護予防支援と同様のケアマネジメント)を実施。
- 指定事業者による訪問型サービス又は通所型サービスを利用するケースや、通所型短期予防集中サービスを利用するケースに対して、アセスメント(課題分析)によってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定する。利用者との面接によるモニタリングについては、少なくとも3カ月毎に行い、利用者の状況等に応じてサービスの変更を行う。

暫定ケアプランについて

- 事業対象者は、基本チェックリストの記入内容が事業対象者の基準に該当すれば、介護予防ケアマネジメントを経て迅速にサービス事業を利用することができることから、暫定ケアプランによるサービス事業の利用は想定されない。

介護予防ケアマネジメントの区分と報酬単価

[習志野市案]

介護予防ケアマネジメントと介護予防支援の区分

- 介護予防ケアマネジメントが行われるのは、訪問型サービスや通所型サービス等の総合事業によるサービスのみを提供するとき。
- 福祉用具貸与や訪問看護等の予防給付によるサービスと、総合事業によるサービスを併用する時は、現行の介護予防支援が行われる。

(介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援の対応表)

	要支援者 (予防給付のみ)	要支援者 (予防給付+総合事業)	要支援者 (総合事業のみ)	事業対象者 (総合事業のみ)
介護予防ケアマネジメント	×	×	○	○
介護予防支援	○	○	×	×

介護予防ケアマネジメントA

単価

- 単価は、現行の介護予防支援と同額とする。
- 報酬体系 ※1単位=10.70円
 - ・介護予防ケアマネジメント 430単位/月
- 加算
 - ・初回加算 300単位
 - ・小規模多機能連携加算 300単位

初回加算の算定・委託料について

[習志野市案]

初回加算が算定できる場合

- 新規に介護予防サービス・支援計画を作成する場合

※「新規」の考え方

契約の有無に関わらず、利用者について、過去2月以上介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメントが算定されていない場合に、利用者に対して介護予防サービス・支援計画を作成した場合をさす。

- 要介護者が更新申請を行い要支援者の認定を受け、介護予防サービス・支援計画を作成する場合。

居宅介護支援事業者への委託料について

- | | |
|-----------------|---------|
| • 介護予防ケアマネジメント費 | 4, 377円 |
| • 初回加算 | 3, 210円 |
| • 小規模多機能連携加算 | 3, 210円 |

介護予防ケアマネジメントの受託について

[習志野市案]

介護予防ケアマネジメント受託件数の制限について

- 介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、指定居宅介護支援事業者の受託件数の制限は設けておらず、居宅介護支援費の逓減制には含まれない。
- 地域包括支援センターの受託件数についても同様に、受託件数には含まれないとされているが、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の適正な実施に努めていただくため、習志野市では、地域包括支援センターの3職種職員については、受託件数の制限を15件までとする。
- 指定居宅介護支援事業者においては、介護予防ケアマネジメントの受託にご協力をいただきたい。
- 地域包括支援センターにおいては、指定居宅介護支援事業者において介護予防ケアマネジメントの適正な実施が確保されるよう、介護予防ケアマネジメントの業務量等を考慮して委託を行うこと。

利用者負担・給付管理

[習志野市案]

利用者負担

- 予防給付の利用者負担割合と同様
- 原則1割負担、一定以上の所得がある方は2割負担
- 予防給付における高額介護予防サービス費相当事業等を実施
- 予防給付における給付制限と同様の制度は、制度開始当初は実施しない

給付管理

- 総合事業のサービス事業分(指定事業者のサービス)と、予防給付のサービス分を合わせて給付管理を行う。
- 認定区分ごとの支給限度額は次のとおり。

	支給限度額/月	(注)
要支援1	5,003単位	(現行と同じ)
要支援2	10,473単位	(現行と同じ)
事業対象者	5,003単位	退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるようなケースについては、 一時的に 要支援2の限度額までの範囲内で利用が可能ですが、その場合は事前に高齢者支援課にご相談ください。

利用者との契約・重要事項説明書等について [習志野市案]

運営規定の変更及び重要事項説明が必要

- 介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同様に、ケアマネジメントに基づいてサービス事業の内容等を決定していくことから、ケアマネジメント実施者においては、現行の指定介護予防支援の開始の際と同様に、運営規定の概要その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得た上でケアマネジメントを開始する必要がある。
- 重要事項説明書については、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントのどちらにも対応できる文書で作成することが望ましいと考える。
- 利用者への説明のタイミングは、平成29年度中に要支援認定の更新をむかえた方から順次説明を行っていただくとよい。
- なお、契約書を作成している場合も、上記同様に取り扱うのが望ましい。

〈運営規定等への記載例〉

「介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業」

住所地特例適用居宅要支援被保険者への対応 (住所地特例対象者)

住所地特例対象者への実施主体

- 住所地特例対象者に係る介護予防支援や介護予防ケアマネジメントの実施主体は、施設所在市町村の地域包括支援センターが行う。
- 住所地特例対象者に対する事業対象者把握のための基本チェックリストは、施設所在市町村が行う。(要介護・要支援認定申請は、保険者市町村へ申請を行う。)
- 習志野市の住所地特例対象施設に居住する他市の被保険者の基本チェックリスト及び介護予防ケアマネジメントは、習志野市が行う。

介護予防ケアマネジメント依頼書の届出

- 住所地特例対象者の介護予防ケアマネジメントは、施設所在市町村に届け出を行う。
- 施設所在市町村は、届け出受理後、保険者市町村に届出書の写しを送付し、利用者へは、保険者市町村より被保険者証が送付される。

サービス利用と費用の関係①

要介護認定等の申請期間中のサービス利用と費用の関係

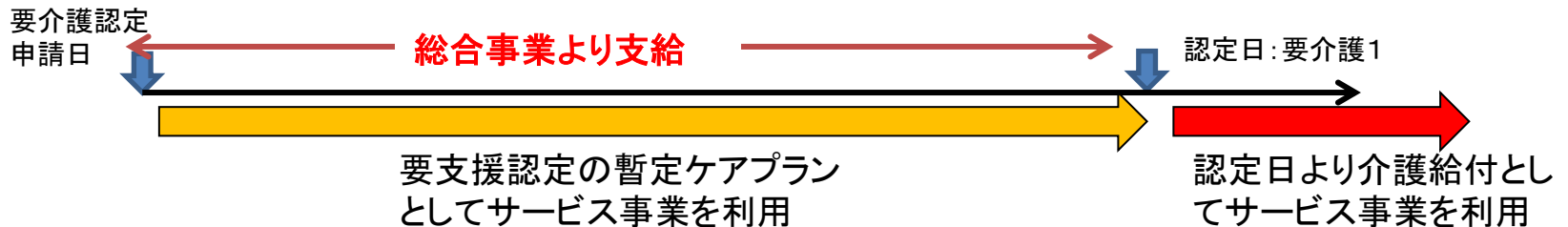
- 基本チェックリストによりサービスを利用できる時期と、要支援認定又は要介護認定の時期がずれる場合におけるサービスに要した費用の支払いは次のとおり整理される。(事業対象者の判定を受けていることが前提)

認定結果	給付のみ	給付と総合事業	総合事業のみ
非該当	全額自己負担	給付分は全額自己負担 介護予防ケアマネジメントも含めた事業分は総合事業より支給	介護予防ケアマネジメントも含めて、総合事業より支給
要支援認定	予防給付より支給	介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は予防給付より支給 事業分は、総合事業より支給	介護予防ケアマネジメントも含めて、総合事業より支給
要介護認定	介護給付より支給	介護予防ケアマネジメントを含めた給付分は介護給付より支給 事業分は、介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は総合事業により支給	介護給付サービスの利用を開始するまでのサービス提供分は総合事業により支給

サービス利用と費用の関係②(留意事項)

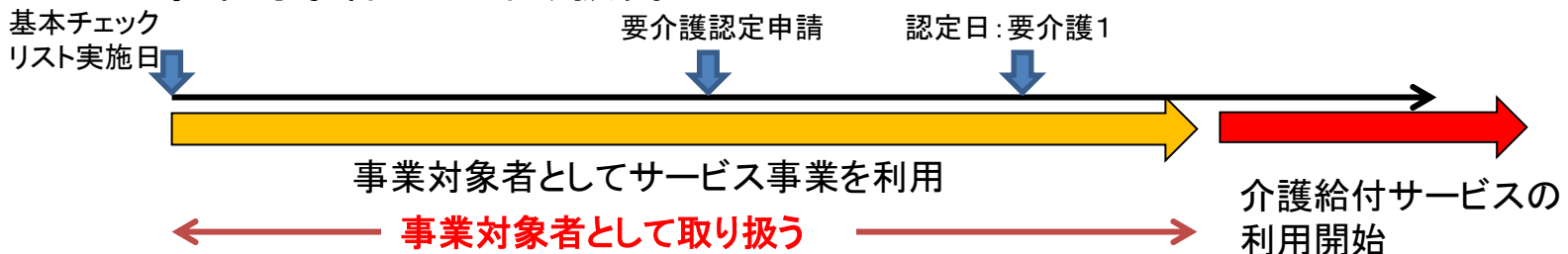
サービス事業に関する費用の支払いについて

- 要介護認定を申請し、認定結果が出る前にサービス事業の利用を開始していた場合、認定結果が要介護1以上であっても、認定結果の出た日以前のサービス事業利用分の報酬は、総合事業より支給されるものとする。



事業対象者の判定を受けた後、要介護認定を受けた場合

- 事業対象者としてサービス事業からサービスを提供された後、要介護認定を受けた場合は、介護給付サービスの利用を開始するまでの間には事業対象者として取り扱う。



その他の制度における総合事業の取扱いについて

生活保護法における介護扶助費について

- 生活保護法における介護扶助費について、介護予防・生活支援サービス事業も給付対象とされている。
- 具体的には、指定事業者によるサービス提供については、介護扶助費として、利用者の自己負担分について給付を行う。

原子爆弾被爆者に対する公費助成について

- 原子爆弾被爆者については、現在、通所介護や訪問介護等の自己負担部分について、全額公費による助成事業が行われているが、総合事業の実施に伴う助成範囲については、現行の訪問介護、通所介護相当サービスのものとされている。(サービス種類コードA1, A2, A5, A6)

障害給付における介護優先について

- 障害者に係る自立支援給付について、サービス内容や機能を踏まえた上で、障害福祉サービスに相当する介護保険サービス及び総合事業のサービスがある場合には、このサービスを優先して利用することとなる。
- しかしながら、障害者は、その心身の状況やサービスを必要とする理由は多様であり、総合事業のサービス等を一律に優先させることを判断することは困難であることから、障害者が必要としている支援内容を総合事業サービスにより受けることができるか否かを適切に判断する。

介護予防ケアマネジメント依頼の届出

[習志野市案]

介護予防ケアマネジメント依頼の届出について

- 介護予防ケアマネジメント依頼届出書の様式は、指定介護予防支援と介護予防ケアマネジメントについて併用できるよう様式を整備する。
- 介護予防ケアマネジメントの依頼の届出については、委任状は必要なく、利用者本人が自書の上、家族や地域包括支援センターが代理で市に提出することが可能である。

【介護予防ケアマネジメント依頼書の届出有無】

区分	居宅サービス計画 等作成依頼届出	介護予防支援・介護予防 ケアマネジメント依頼届出	
介護給付 →予防給付又はサービス事業	×	必要	居宅介護支援事業者から地域包括支援センターへ実施者変更
予防給付→サービス事業	×	×	要支援者であり、地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント実施者であることに変わりなし
要支援者→事業対象者	×	必要	届出により事業対象者として登録するため
地域包括支援センターから居宅介護支援事業者へ委託	×	×	※今後、変更もありうる

介護予防訪問介護相当サービスの単価について [習志野市案]

介護予防訪問介護相当のサービス

○単価は、現行の介護予防訪問介護と同額とする。

○報酬体系 ※1単位=10.70円

- ・訪問型サービスⅠ(週1回程度) 1,168単位/月
(要支援1・2、事業対象者)
- ・訪問型サービスⅡ(週2回程度) 2,335単位/月
(要支援1・2、事業対象者)
- ・訪問型サービスⅢ(週2回超程度) 3,704単位/月
(要支援2、(事業対象者))

単価

○加算

- ・初回加算 200単位
- ・生活機能向上連携加算 100単位
- ・介護職員処遇改善加算
 - (Ⅰ) 8.6%
 - (Ⅱ) 4.8%
 - (Ⅲ) (Ⅱ)×0.9%
 - (Ⅳ) (Ⅱ)×0.8%

介護予防通所介護相当サービスの単価について

[習志野市案]

介護予防通所介護相当のサービス

○単価は、現行の介護予防通所介護と同額とする。

○報酬体系 ※1単位=10.45円

・通所型サービス1 1,647単位/月
(要支援1、週1回程度利用の事業対象者)

・通所型サービス2 3,377単位/月
(要支援2、(週2回程度利用の事業対象者))

単価

○加算

①生活機能向上グループ加算

②運動器機能向上加算

③栄養改善加算

④口腔機能向上加算

⑤選択的サービス複数実施加算

⑥事業所評価加算

⑦サービス提供体制強化加算

⑧介護職員処遇改善加算

サービス種類コードについて①

(1)訪問型サービスの場合

No	サービス種類コード	サービス種類名	内容
1	61	介護予防訪問介護	現行の介護予防訪問介護。有効期間の更新を迎えるまでの要支援者が受けるサービス種類
2	A1	訪問型サービス(みなし) (訪問介護相当)	総合事業のみなし指定を受けた事業者のサービスを利用する場合のサービス種類
3	A2	訪問型サービス(独自) (訪問介護相当)	平成27年4月以降に介護予防訪問介護の指定を受け、習志野市の総合事業の新規指定を受けた事業者のサービスを利用する場合のサービス種類

(2)通所型サービスの場合

No	サービス種類コード	サービス種類名	内容
1	65	介護予防通所介護	現行の介護予防通所介護。有効期間の更新を迎えるまでの要支援者が受けるサービス種類
2	A5	通所型サービス(みなし) (通所介護相当)	総合事業のみなし指定を受けた事業者のサービスを利用する場合のサービス種類
3	A6	通所型サービス(独自) (通所介護相当)	平成27年4月以降に介護予防通所介護の指定を受け、習志野市の総合事業の新規指定を受けた事業者のサービスを利用する場合のサービス種類

サービス種類コードについて②

[習志野市案]

(3)生活支援サービス

生活支援サービスとして実施する見守りを兼ねた配食サービス(配食安否確認サービス)は、事業者への委託により実施する。そのため給付管理は行わないが、ケアプランへ位置づける。

サービスの利用者負担はなく、実費食材費のみ負担となる。現行同様に食券を購入し、事業者へ直接支払う仕組みとする。

※認定を受けていない高齢者、要介護者も配食安否確認サービスを引き続き利用することが可能。

(4)介護予防ケアマネジメントの場合

No	サービス種類コード	サービス種類名	内容
1	46	介護予防支援	予防給付のみ又は予防給付とサービス事業を利用する場合のサービス種類
2	AF	介護予防ケアマネジメント	サービス事業のみ利用する場合のサービス種類

総合事業のみなし指定について

総合事業の指定を受けたとみなされる場合

- 平成27年3月31日において、介護予防訪問(通所)介護に係る指定介護予防サービスの指定を受けている事業者は、総合事業による指定を受けたものとみなされる。「みなし指定」
- 現在、利用者が利用している事業者がみなし指定を受けていれば、要支援認定更新後の要支援者及び更新のタイミングで事業対象者となった利用者は、更新前と同じ事業者を、総合事業のみなし指定事業者として利用することができる。
- 上記以外の場合は、事業者の指定状況を確認することが必要である。

市外の事業者を利用している場合

- 利用している事業者がみなし指定を受けている場合は、要支援認定更新後の要支援者及び更新のタイミングで事業対象者となった利用者も、引き続き利用することが可能。
- みなし指定を受けていない事業者の場合、当該事業者は習志野市の事業者指定を受ける必要があることに留意。

総合事業への移行

[習志野市案]

平成29年4月から、順次総合事業へ移行

- H29.4.1以降、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方から、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、それぞれ総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスに移行する。(H30.3.31までに、全員が総合事業へ移行完了)

総合事業移行後も、認定更新前は予防給付を継続する

- H29.4.1以降、新規申請及び区分変更申請により要支援認定を受けるまでは、予防給付による介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を提供する。

年月		H29				
		2月	3月	4月	5月	6月
新規申請				総合事業を提供		
要支援認定 更新時期	3月末更新	予防給付継続		総合事業を提供		
	4月末更新	予防給付継続			総合事業を提供	
	5月末更新	予防給付を継続				総合事業を提供
サービス未利用の要支援者					新規でサービス利用開始 総合事業を提供	

周知方法

[習志野市案]

市民への周知

- 広報ならしの3月15日号に、総合事業の案内を掲載。ホームページにも掲載し周知を図る。
- 介護保険課で発行している「みんなのあんしん介護保険」「ハートページ」、高齢者支援課で発行している「高齢者福祉のしおり」に総合事業の案内を掲載予定。

総合事業専用パンフレットの作成

- 総合事業のみの案内を掲載したパンフレットを作成。要支援認定更新者等への案内、新規相談者への案内、出前講座等での配布など、幅広く活用していただきたい。

要支援1及び要支援2認定者への周知

- 平成29年3月末に要支援認定期間の満了となる方への更新勧奨通知(1月末発送)から、総合事業の開始について周知を行う。
- 指定居宅介護支援事業者の方には、認定期間満了をむかえた利用者から順次、更新勧奨とあわせて総合事業の説明をしていただき、その後必要な手続きの支援をお願いしたい。

要支援1・要支援2の方の更新申請について [習志野市案]

更新申請の流れ

- 更新時期をむかえた利用者に対し、訪問により、今後の利用したいサービスの意向を聞き取り、介護予防給付と総合事業のサービスについて説明を行う。
- 介護予防支援を指定居宅介護支援事業者へ一部委託している利用者への訪問及びサービス利用意向の確認は、委託を受けている指定居宅介護支援事業者が行う。

【利用者の意向と、それに伴う必要な手続き】

利用するサービス	手続き	留意点
予防給付のサービスのみ利用	要支援認定更新申請	有効期間の開始がH29.4.1以降となる方から当日申請は行わないため、本人申請又は代行申請が必要
予防給付のサービスと総合事業のサービスを利用		
総合事業のサービスのみ利用	基本チェックリストの実施	更新時に要支援者→事業対象者となった場合は、介護予防ケアマネジメント依頼届出書を高齢者支援課へ提出

※更新申請書及び基本チェックリスト結果は、高齢者相談センター(地域包括支援センター)に提出することも可能

更新手続きの流れについて

[習志野市案]

更新手続き
の支援

担当ケアマネジャーは、利用者の認定有効期間に留意し、認定有効期間満了日の2か月前より、利用者宅を訪問し、今後利用を希望するサービスを聞き取るとともに、要介護認定等の申請、総合事業のサービスと利用手続き、基本チェックリストを活用した総合事業の利用などについて説明をする。

基本チェッ
クリストの
実施

利用者の希望するサービスが訪問型サービス又は通所型サービスのみであり、基本チェックリスト実施の同意を得た場合は、習志野市指定の様式を用い、基本チェックリストを実施する。
基本チェックリスト実施者は、チェック欄を活用して、記入内容から一次判定を行う。

基本チェッ
クリストの
提出

基本チェックリスト実施結果は、高齢者支援課又は高齢者相談センターへ提出する。その際、被保険者証(紛失の場合は再交付申請書)を添付する。

基本チェックリスト実施者による一次判定は、あくまでも今後の見通しのために実施するものであり、利用者へ事業対象者に該当することを保証するものではありません。利用者にはその旨をお伝えください。

事業対象者被保険者証 印字イメージ

[習志野市案]

(表面)

(一)		(二)		(三)		
介護保険被保険者証		要介護状態区分等	事業対象者		給付制限内容	期間
番号		認定年月日	平成 29 年 4 月 1 日		開始年月日	平成 年 月 日
住所		(事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)			終了年月日	平成 年 月 日
フリガナ		認定の有効期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日		開始年月日	平成 年 月 日
氏名		区分支給限度基準額			終了年月日	平成 年 月 日
生年月日		居宅サービス等	平成 年 月 日～平成 年 月 日		開始年月日	平成 年 月 日
性別		(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類	種類別支給限度基準額	終了年月日	平成 年 月 日
交付年月日					〇〇地域包括支援センター	
保険者番号並びに保険者の名称及び印		認定審査会の意見及びサービスの種類の指定			届出年月日 平成 29 年 4 月 1 日	
					届出年月日 平成 年 月 日	
					届出年月日 平成 年 月 日	
				介護保険等	種類	入所等年月日 平成 年 月 日
					名称	退所等年月日 平成 年 月 日
					種類	入所等年月日 平成 年 月 日
					名称	退所等年月日 平成 年 月 日

※認定有効期間や、区分支給限度基準額は印字されない。

通所型短期集中予防サービスと 一般介護予防事業について

これからの介護予防について

介護予防の理念

- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものである。
- 生活機能(※)の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、QOLの向上を目指すものである。

※「生活機能」…ICFでは、人が生きていくための機能全体を「生活機能」としてとらえ、①体の働きや精神の働きである「心身機能」、②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」、③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」の3つの要素から構成される

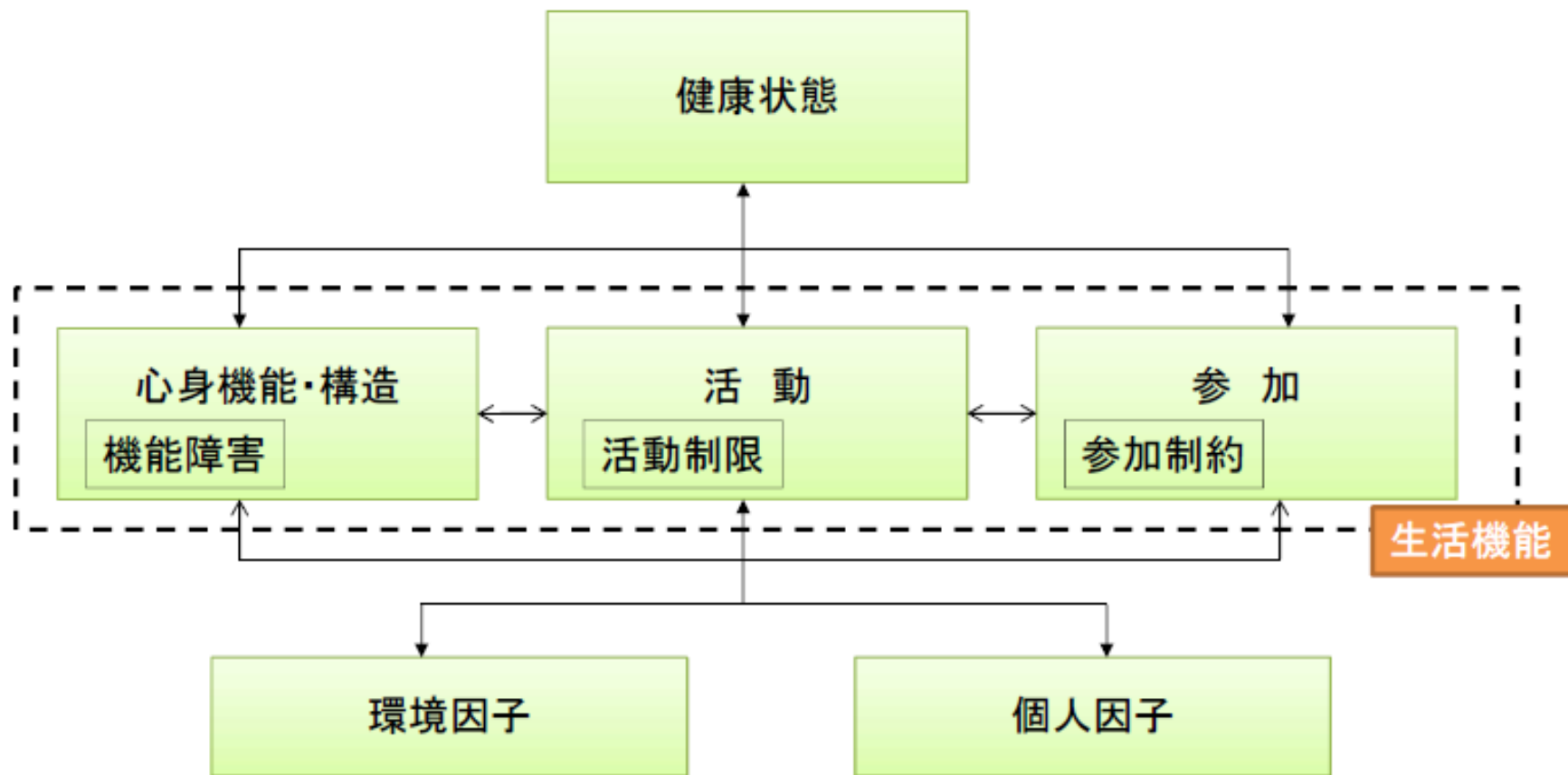
これまでの介護予防の問題点

- 介護予防の手法が、心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練に偏りがちであった。
- 介護予防終了後の活動的な状態を維持するための多様な通いの場を創出することが必ずしも十分でなかった。
- 介護予防の利用者の多くは、機能回復を中心とした訓練の継続こそが有効だと理解し、また、介護予防の提供者の多くも、「活動」や「参加」に焦点をあててこなかった。

これからの介護予防の考え方

- 機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所と出番づくり等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチが重要であり、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指す。
- 高齢者を生活支援サービスの担い手であると捉えることにより、支援を必要とする高齢者の多様な生活支援ニーズに応えるとともに、担い手にとっても地域の中で新たな社会的役割を有することにより、結果として介護予防にもつながるという相乗効果をもたらす。
- 住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- このような介護予防を推進するためには、地域の実情をよく把握し、かつ、地域づくりの中心である市町村が主体的に取り組むことが不可欠である。

国際生活機能分類（ICF）



人が生きていくための機能全体を「生活機能」としてとらえ、

①体の働きや精神の働きである「心身機能」

②ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」

③家庭や社会生活で役割を果たすことである「参加」

の3つの構成要素からなる

総合事業移行図

【平成28年度まで】

【平成29年度以降】

介護給付(要介護1~5)

現行同様

介護給付(要介護1~5)

現行同様

予防給付(要支援1・2)

予防給付
(要支援1・2)

訪問看護、
福祉用具等
通所リハビリ
短期入所

訪問介護
通所介護

移行事業

介護予防・日常生活支援総合事業

I 介護予防・生活支援サービス事業

(要支援1・2、基本チェックリスト該当者)

1. 訪問型サービス

(1) 現行の訪問介護相当(国基準と同様)

2. 通所型サービス

(1) 現行の通所介護相当(国基準と同様)

(2) 多様なサービス

①通所型サービスC(短期集中予防)

3. その他の生活支援サービス

4. 介護予防ケアマネジメント(A)

II 一般介護予防事業

(65歳以上の全ての高齢者)

(1) 介護予防把握事業

(2) 介護予防普及啓発事業

(3) 地域介護予防活動支援事業

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域支援事業

介護予防事業

1. 二次予防事業

(1) 通所型介護予防事業

(2) 二次予防事業対象者把握事業

(3) 二次予防事業対象者「食」の

自立支援事業

2. 一次予防事業

(1) 介護予防普及啓発事業

(2) 地域介護予防活動支援事業

一部移行

一部移行

移行事業

地域支援事業

【平成29年度以降】

介護給付(要介護1~5)

予防給付(要支援1・2)

介護予防・日常生活支援総合事業

I 介護予防・生活支援サービス事業

(要支援1・2、基本チェックリスト該当者)

1. 訪問型サービス

(1) 現行の訪問介護相当(国基準と同様)

2. 通所型サービス

(1) 現行の通所介護相当(国基準と同様)

(2) 多様なサービス

①通所型サービスC(短期集中予防)

3. その他の生活支援サービス

4. 介護予防ケアマネジメント(A)

II 一般介護予防事業

(65歳以上の全ての高齢者)

(1) 介護予防把握事業

(2) 介護予防普及啓発事業

(3) 地域介護予防活動支援事業

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域支援事業

【サービス内容】(地域支援事業実施要綱抜粋)

生活行為の改善を目的とした効果的な介護予防プログラムを実施するサービス。単に高齢者の運動機能や栄養といった心身機能にだけアプローチするのではなく、**高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたものとする**ことにより、サービス利用の結果、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加につなげるものであること。

【事業名】

ステップアップ教室

【サービス内容】(地域支援事業実施要綱抜粋)

- ①パンフレット等の作成及び配布
- ②有識者等による講演会や相談会の開催
- ③運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等の開催

等

【事業名】

- ①パンフレットの作成・配布
- ②口腔機能向上に関する講演会・相談会の実施
- ③閉じこもり予防「はつらつ元気塾」
認知症予防「脳力あっぷ教室」
運動器の機能向上「足腰げんき塾」

通所型短期集中予防サービス(通所型サービスC)

●費用負担なし

事業名	目的・事業内容	対象者	実施期間	開始時期 (予定)
ステップアップ教室 (運動器の機能向上)	短期集中的に理学療法士や作業療法士が支援を行うことで、運動器の機能向上を目指す。また、運動器の機能向上によって、活動範囲の拡大や生活機能の向上につながるよう、支援を行う。 【送迎あり】	要支援1・2 基本チェックリスト 該当者	週2回 おおむね 3～6か月	4月下旬

●通所型サービスCの利用には介護予防ケアマネジメントが必要

類型	プロセス	留意点
ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケア マネジメント)	アセスメント →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 【利用者・サービス提供者へ】 →サービス利用開始 →モニタリング【給付管理】	・給付管理は行わないが、ケアプランへの位置づけ必要。

一般介護予防事業

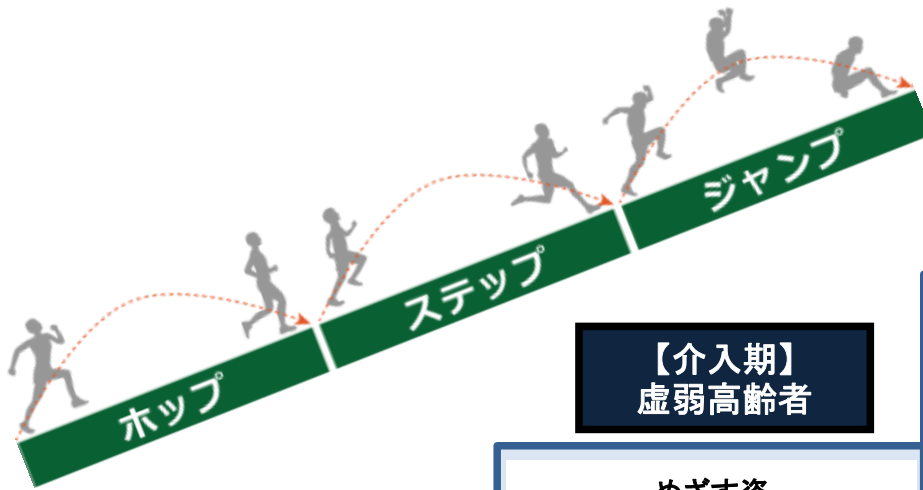
●費用負担なし

事業名	目的・事業内容	対象者	実施期間	募集方法	開始時期 (予定)
はつらつ元気塾 (閉じこもり予防)	閉じこもり傾向等の問題から社会参加が行えず、虚弱状態になっている高齢者に対し、外出及び他者との交流の機会とする。また、運動・栄養・口腔等について複合的に学ぶことで、介護予防に関する知識の普及を図る。 【送迎あり】	65歳以上であり、本事業の目的に適している者	週1回(全16回) 約5か月 (途中、1カ月通所しない期間あり)	高齢者相談センター等、関係機関からの募集	5月 10月
脳力あっぷ教室 (認知症予防)	認知症について、運動・栄養・口腔等の様々な視点から学ぶことで認知症の予防と知識の普及を図る。 【送迎あり(要件あり)】	65歳以上の者	週1回(全6回) 約2か月	・広報等で周知し、公募。 ・高齢者相談センター等、関係機関からの募集	6月 平成30年1月
足腰げんき塾 (運動器の機能向上)	日常生活に必要な筋力の維持・向上を目的とし、運動器の機能向上プログラムを行う。また、栄養・口腔についての知識の普及を図る。 【送迎なし】	65歳以上の者	週1回(全12回) 約3か月	・広報等で周知し、公募。 ・高齢者相談センター等、関係機関からの募集	5月 9月 平成30年1月

各事業の併用利用について

		予防給付	総合事業			一般介護予防事業	
		通所 リハ	通所型 サービス	訪問型 サービス	短期 集中	はつらつ 元気塾	その他の 事業
給付	通所 リハ		×	○	×	○※	○
	通所型 サービス	×		○	×	○※	○
総合事業	訪問型 サービス	○	○		○	○	○
	短期 集中	×	×	○		○※	○
一般介護予防 事業	はつらつ 元気塾	○※	○※	○	○※		○
	その他の 事業	○	○	○	○	○	

○⇒同時期の併用可(ただし、※がついているものは、事業目的上、併用しての利用は適さない)
 ×⇒同時期の併用不可(事業を中断して参加することは可能)



**【集中介入期】
要支援1・2
基本チェックリスト該当者**

めざす姿
・運動器の機能向上
・地域活動に参加できる
体カづくり

ステップアップ教室

通所型サービスC
(短期集中予防サービス)

**【介入期】
虚弱高齢者**

めざす姿
・地域参加への意欲向上
・他者との交流の機会を増加
・複合的な機能向上
(運動・栄養・口腔・認知)

はつらつ元気塾

介護予防普及啓発事業
・健康教育・健康相談
・転倒予防事業
・口腔機能の向上事業
・低栄養予防事業

**【移行期】
全ての高齢者**

めざす姿
・地域参加への意識向上
・複合的な機能向上
(運動・栄養・口腔・認知)

脳力あっぷ教室

足腰げんき塾

地域介護予防活動支援事業
・転倒予防体操推進員事業
・高齢者相談員事業
・地域運動習慣自主化事業(まちでフィットネス)

地域リハビリテーション活動支援事業
・リハビリテーション職派遣事業

**【生活期】
全ての高齢者**

めざす姿
・地域の通いの場への参加
・担い手としての地域参加

地域の集いの場
・社会福祉協議会事業
(サロン・食事会等)
・てんとうむし体操
・公民館サークル
・町会実施のサロン
・芙蓉園
・さくらの家
・各コミュニティセンター

一般介護予防事業

ケアマネジメントを行う皆様へのお願い

- これからの介護予防は、生活上の困りごとを把握した上で、本人の「したい」「できるようになりたい」と思う具体的な生活を実現できるよう、取り組んでいきます。
- 大切なのは、本人の「したい」「できるようになりたい」生活行為が目標として明確に設定された介護予防ケアマネジメントです。
- アセスメントでは、より本人にあった目標設定に向け、本人の趣味、社会的活動、生活歴等も聞き取り、「～できない」という課題から、「～したい」「～できるようになりたい」という目標に変換させる作業が重要となります。

本人の意欲や生きがいを引き出し、動機づけを図ることのできる目標が設定できるような関わりと、自立した生活や地域の居場所につなぐ社会参加まで考えるケアマネジメントをお願いします。

総合事業のポイント①

- ◆ 平成29年4月1日から習志野市で開始する介護予防・生活支援サービスは次の3種類
 - ①介護予防訪問介護相当サービス(名称:介護予防訪問型サービス)
 - ②介護予防通所介護相当サービス(名称:介護予防通所型サービス)
 - ③通所型短期集中予防サービス(通所型サービスC)
 - ④その他の生活支援サービス(配食安否確認サービス)
 - ①、②は指定事業者による実施であり、国保連合会を經由した審査・支払が可能。
 - ③は利用者の負担はない。
 - ④は実費食材費のみ負担。
-
- ◆ 認定有効期間の開始日が平成29年4月1日以降となる新規・更新・区分変更の要支援者から、順次、総合事業によるサービスを利用する。認定更新の時期をむかえるまでは、予防給付によるサービスを継続して利用する。
-
- ◆ 要支援認定の更新をむかえる利用者には、担当ケアマネジャーが利用者宅を訪問し、認定更新の申請を行うか、基本チェックリストを実施するか、本人の意向を確認の上、手続きを行う。

総合事業のポイント②

- ◆ 事業対象者は、判定結果が出てからサービス事業を利用する。(暫定ケアプランによるサービス事業の利用は想定されない。)
- ◆ 総合事業による介護予防ケアマネジメントを実施する場合には、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要。
- ◆ 同じ事業所を利用する場合であっても、予防給付として利用する場合と、総合事業として利用する場合で、費用請求のサービスコードが異なる。
- ◆ 介護予防ケアマネジメントの実施に係る様式は、介護予防支援で使用している様式の文言を一部修正して使用。
- ◆ 予防給付のみ、又は予防給付と総合事業サービスを併用している場合は介護予防支援が提供される。(サービスコード46)
- ◆ 総合事業サービスのみを利用する場合は介護予防ケアマネジメントが行われる。(サービスコードAF)

【参考】

○介護予防・日常生活支援総合事業 厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>

上記ホームページから、基本的考え方、ガイドライン、Q&A、関連資料、好事例、関係政省令・告示等がご覧いただけます。

OWAM NET 介護保険最新情報
<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

介護保険制度に関する最新情報をご覧いただけます。

○介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（平成29年2月13日事務連絡）

<http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=42848&ct=020050010>

介護予防・日常生活支援総合事業等関係資料などがご覧いただけます。

【問い合わせ先】

○介護予防・日常生活支援総合事業に関すること
高年齢者支援課 453-9225

本日の資料は、今後ホームページに掲載予定です。